

資格取得助成金支給要綱

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団資格取得助成金支給要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人北海道社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の職員がその職務に有益となる資格を取得することを奨励し、修得した専門知識と技術により、事業団の提供する利用者サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(対象職員)

第 2 条 資格取得助成金を支給する職員（以下「職員」という。）とは、事業団就業規則第 2 条第 1 項に定める職員をいう。

(対象資格)

第 3 条 資格取得助成の対象資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 社会福祉士
- (2) 介護福祉士
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 社会福祉主事

(資格取得の申請)

第 4 条 前条第 1 号から第 3 号に該当する資格取得助成金を申請するためには、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 試験受験時に職員であること
- (2) 試験合格時に職員であること
- (3) 資格取得時に職員であること
- (4) 助成金申請時に職員であること

2 前条第 4 号に該当する資格取得助成金を申請するためには、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 研修受講時に職員であること
- (2) 研修終了時に職員であること
- (3) 資格取得時に職員であること
- (4) 助成金申請時に職員であること

3 職員は、前条及び第 1 項若しくは第 2 項の条件を満たしたときは、資格取得申請書（様式 1）とその事実を証明する書類（登録証の写し等）を添付して、所属長を経由して理事長に申請するものとする。

(助成金の支給)

第 5 条 理事長は、職員から前条による申請があったときは、その事実を確認し、資格取得助成金を支給するものとする。

- 1 助成金の額は、一資格につき 5 万円とする。
- 2 助成金は、資格取得の申請を受理した日の属する月の翌日の給料日に支給するものとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、資格取得助成金に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 助成金の支給は、平成 25 年度以降、新たに第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の条件を満たした職員に限るものとする。